

議案第 83 号

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、<u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>4 略</p> | <p>(償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、<u>法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>4 略</p> |

改 正 要 旨

1 改正の理由と概要

これまでの災害援護資金貸付制度は、貸付けを受けたものの生活再建が思うようにいかず期限内の償還が困難になったとしても、救済措置がありませんでした（特例が設けられた東日本大震災の被災者を除く）。そのような状況を踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正され、本年8月1日より施行されました。

改正の主な内容は、

- ・ 償還金の支払猶予について法に明記される。
- ・ 償還金免除の対象範囲が拡大される。
- ・ 償還免除の特例が追加される。
- ・ 償還金の支払猶予、償還金免除の判断するときに貸付を受けた者（保証人を含む。）から収入や資産の状況について報告を求めたり、官公署に対し必要な文書の閲覧や資料の提供を求めることが可能となる。

等であります。

この条例改正は、本町の条例においてこれら法令の規定を引用している箇所を改正するものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。